

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年7月31日

新潟県後期高齢者医療広域連合長

佐々木

新潟県後期高齢者医療広域連合条例第4号

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第33号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項(1)の2中「令第15条第1項第4号」を「令第15条第1項第6号」に改める。

附 則(平成30年7月31日条例第4号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成30年8月1日から施行する。
- 2 改正後の新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、施行日以後に賦課する保険料について適用し、施行日までに賦課した保険料については、なお従前の例による。